

「新型コロナウイルス対応における進歩に関する特別措置（継続）」
に関する神奈川連盟第2報

日本ボーイスカウト神奈川連盟
県コミッショナー 清水 裕

日本連盟は、コロナ禍におけるスカウトの進歩に対する意欲の低下を防ぎ、進歩の歩みを止めないことを目的として、2020年5月24日「進歩に関する特別措置」を施行しました。しかし2021年6月29日、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、特別措置を2021年も継続すると共に一部の内容を変更しました。

そこで神奈川連盟では項目1.「進歩に関する特別措置（継続）」を解説するとともに、項目2. 単章、菊章に関する「特別措置」について、神奈川連盟の考え方を示すこととしました。

そのため2021年7月6日、臨時地区コミ・県コミ合同会議を開催し、26名の出席コミッショナーのもとで議論をいたしました。さまざまな意見が出ましたが、県連盟で決めるべき項目2.（単章、菊章の「特別措置（継続）」）については、概ね神奈川連盟としての考え方を示すことができたものと考え、以下の通りと致します。

項目1. 富士章細目：「進歩に関する特別措置（継続）」について（解説）

※ さらに細かい解説は「新型コロナウイルス対応における進歩に関する特別措置比較表」を参照してください。

1. 申請期間の延長：「6か月」→「1年」へ延長した

□ 【2020年5月24日「進歩に関する特別措置」】

現校3年生に相当する年齢のスカウトに対しては、富士章の日本連盟への申請期限を6ヶ月延長する。

□ 【2021年6月29日「進歩に関する特別措置（継続）」】

2021年度時点で高校3年生に相当する年齢のスカウトに対しては、富士章の日本連盟への申請期限を2022年3月31日から1年延長する。（更に6ヶ月延長した）

2. 2泊3日の単独キャンプ：「実施と報告の約束」→「計画書と報告のみでも可」に変更

□ 【2020年5月24日「進歩に関する特別措置」】

自ら設定する課題により、2泊3日の単独キャンプ（固定または移動）を計画し、隊長の承認を得て実施後、評価を報告書にまとめ隊長へ提出する。

ただし、外出や活動の制限、自粛等により野外活動の実施が不可な場合、後日必ず実施と報告書を提出することを約束し、実施までの間に、計画実行に向けて研鑽・努力する課題を設定し隊長に報告する。

□ 【2021年6月29日「進歩に関する特別措置（継続）」】

（但し書き以降）ただし、外出や宿泊等の活動に関する制限、自粛等により実施が不可能な場合、計画を立て、その計画の実行に向けて可能な研鑽・努力する課題に取り組み、結果を隊長

に報告する。

3. 行事等への奉仕：「地域、他団体の行事の奉仕」および「地域の課題解決への取り組み」を追加

□ 【2020年5月24日「進歩に関する特別措置」】

地区、県連盟、日本連盟の行事等に奉仕し、その実績を報告する。

ただし、当該行事の開催がない場合は、以下のうち一つを実行する。

- ① 隊長、コミッショナーの協力を得て、地区や県連盟または複数団による「集合・対面にならない行事」を企画し、実行委員または運営委員として奉仕し、その実績を報告する。
- ② 隊長、コミッショナーの協力を得て、地区や県連盟または複数団による「オンラインスカウトフォーラム」を企画し、実行委員または運営委員として奉仕し、その実績を報告する。

□ 【2021年6月29日「進歩に関する特別措置（継続）」】

（但し書き以降）ただし、当該行事の開催がない場合は、以下のうち一つを実行する。

- ① 隊長、コミッショナーの協力を得て、地区や県連盟または複数団による「集合・対面にならない行事」または「小規模な行事」を企画し、実行委員または運営委員として奉仕し、その実績を報告する
- ② 隊長やコミッショナーの協力を得て、地区や県連盟または複数団による「オンラインスカウトフォーラム」を企画し、実行委員または運営委員として奉仕し、その実績を報告する
- ③ 隊長やコミッショナーのアドバイスを得て、地域、他団体等の行事に奉仕し、その実績を報告する
- ④ 隊長やコミッショナーのアドバイスを得て、その他、地域の課題について考え、課題解決に向けた社会貢献を企画し、実施する

4. 成長と貢献（個人プロジェクト）：「実施と報告の約束」→「計画書と報告のみでも可」に変更

□ 【2020年5月24日「進歩に関する特別措置」】

隼スカウトとして自己の成長と社会に役立つための課題を設定し、個人プロジェクト（研究、制作、実験など）を自ら企画して隊長の承認を得たうえで、少なくとも1か月以上にわたって実施、完結させ、隊長に企画書、計画書、および報告書を提出する。

ただし、実施する内容が、野外での活動や複数人数が対面で実施しなければならないために実施が不可能なものは、後日必ず実施と報告書を提出することを約束し、実施までの間に、計画実行に向けて研鑽・努力する課題を設定し隊長に報告する。

□ 【2021年6月29日「進歩に関する特別措置（継続）」】

（但し書き以降）ただし、外出や宿泊等の活動に関する制限、自粛等により実施が不可能な場合、計画を立て、その計画の実行に向けて可能な研鑽・努力する課題に取り組み、結果を隊長に報告する。

項目2. 隼章、菊章に関する「特別措置（継続）」について神奈川県連盟の措置

1. 隼章の申請期間の延長：「6か月」→「1年」へ延長する

□ 【2020年7月21日「進歩に関する特別措置（神奈川県連盟）」】

現高校3年生に相当する年齢のスカウトに対しては、隼章の神奈川県連盟への申請期限を6ヶ月延長する。

□ 【2021年7月6日「進歩に関する特別措置（継続：神奈川県連盟）」】

- ・ 2021年度時点で高校3年生に相当する年齢のスカウトに対しては、隼章の神奈川県連盟への申請期限を2022年3月31日から1年間延長する。
- ・ 日本連盟が、2021年度時点で高校2年生以下に相当する年齢のスカウトに対し、次年度以降富士スカウト章の申請期限を延長するか否かに関わらず、2021年度時点で高校2年生に相当する年齢のスカウトに対して、隼章の神奈川県連盟への申請期限を2023年3月31日から1年間延長する。

2. 菊章の申請期間：特別措置は設けない

3. 【2020年7月21日「進歩に関する特別措置（神奈川県連盟）」】

特別措置は設けない

4. 【2021年7月6日「進歩に関する特別措置（継続：神奈川県連盟）」】

特別措置は設けない

項目3. 考査方法、考査基準に関する「特別措置」について神奈川県連盟の考え方

日本連盟は、2020年5月24日「進歩に関する特別措置」の中で、進級に関する考査方法、考査基準について以下の表の通り定めましたが、神奈川県連盟では2020年6月27日に開催された「地区コミ研究集会」の結果、現状では日本連盟の「後日実施することを前提とする」特別措置は採用しないことを決めました。日本連盟から2021年6月29日に出された「進歩に関する特別措置（継続）」についても同様とします。

この方針については、今般2021年7月6日の臨時地区コミ・県コミ合同会議でも踏襲することが確認されました。

日本連盟の特別措置	神奈川連盟の特別措置
日本連盟コミッショナーは、富士の進級に関する特別の考査基準や考査方法を別途設ける。また隼、菊の進級に関する特別の考査基準や考査方法を設ける際の参考となる指針を別途示す。	県連盟コミッショナーは、地域の状況を勘案して、菊、隼の進級に関する特別の考査基準や考査方法を設けることができる
ただし、「野営、ハイク等の野外での活動や複数人数が対面で実施しなければならない細目」については、活動制限の緩和に合わせて「後日実施すること前提」として、「一定の成果および考査の計画」をもって考査することができる、との特別措置が日本連盟より提示されていますが、去る6月27日に開催された「地区コミ研究集会」の結果、 <u>神奈川連盟としては現状では、この特別措置については採用しないこととしましたのでご注意ください。</u>	

ただし書き「神奈川連盟でこの特別措置を採用しなかった」理由は以下の通りです。

(2020.6.27「地区コミ研究集会」での話し合いの内容)

- ① 「後日実施すること前提」といっても、昨今の状況ではコロナ禍の影響が収まらない可能性もあるなど、様々な理由によって「後日実施」ができないケースが十分考えられること。
- ② その場合、「一定の成果および考査の計画をもって考査する」のであれば、この細目について「代替の措置」を考えて実施させる方がスカウトの達成感や、できなかった場合の未達成感、後ろめたさなどが起こりにくい、と判断されること。
- ③ 代替の措置の標準については、以下の例示によって示しますが、最終的には隊長の判断により「同等の努力と能力を必要とする課題に代替」するものとします。ただし隊長が判断する際に注意する点を以下に列挙します。
 - 1) スカウトが特別に低い基準で修得したと認識しないよう、課目への挑戦の意義や成果、ちかちかとおきての実践等を評価して、困難な状況下で取得したことに対して誇りをもった進歩になるよう最大限の配慮をしていただきたいこと。
 - 2) 独自の代替措置を決める際には、スカウト自身と十分に話をした上で決定し、コロナウイルス対策上必要な内容であれば、必ず保護者の了解のもとに実施すること。

項目4. 考査方法、考査基準に関する「特別措置」(例示とヒントについて)

上記の通り、神奈川連盟では、隼章の進級に関する「後日実施すること前提」とした特別の考査基準や考査方法は、現状においては採用しないこととしました。そのため、考査基準に提示された細目の実施が困難な場合は、項目3.で列挙した注意点を踏まえた上で、隊長の判断により「同等の努力と能力を必要とする課題に代替」して実施してください。

特に以下の細目(隼章課目2.「スカウト技能」(1)、課目4.「奉仕」(1)および(2)、課目6.「成長と貢献」(1))について、県コミッショナーが例示とヒントを示します。それぞれの隊長の工夫と熱意と冷静な判断によって設定してください。その際、スカウト自身とよく話し合い、

スカウトの置かれている環境に合わせ、活動の方法や考査の方法を柔軟に設定することが大切です。

なお、上記の考査方法、考査基準に関する「特別措置」は今年度（2021年度）も引き続き継続します。

【例示とヒント集】

隼章	課目2	スカウト技能	細目(1)		
自分を含めた2人以上のベンチャースカウトで、安全と衛生および環境に配慮した2泊3日以上の移動キャンプ（歩行距離20kmまたは自転車100km以上）を計画し、隊長の承認を得て実施、報告する。					
<p>【例示】例えば茅ヶ崎市柳島キャンプ場～中田の森野営場※～スカウト会館という半市街地での移動キャンプを考える。</p> <p>柳島までは隊長の車で移動し、ソロで1泊した次の日に、徒歩で泉区中田町の中田の森野営場まで約20Kmを移動し、ここで2泊目のソロ野営を行う。翌日にスカウト会館まで約6Km移動して会館で隊長にピックアップしてもらって帰宅するという行程が例示できる。その間に安全と衛生および環境に配慮した計画を作り、ふさわしい課題を設定して隊長の認定のもとに実施する。</p> <p>※ 横浜第31団さんの中田の森野営場の使用に当たっては、当然、事前の許可を必要とします。</p> <p>※ 女子スカウトのソロキャンプの実施には、野営場の安全確保の状況を見極めて、アドバイザーの配置も考慮する。</p>					
<p>【配慮事項】 コロナウイルス対策上の配慮（隊長の裁量）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「2人以上のV Sスカウトと一緒に」のところを安全に配慮した上で「単独で」活動することとする。そのため市街地の歩行とし、夜間の移動を禁止する。（ただし富士章の細目と重ならないように設定の課題を工夫する）・ 出発点・終点から自宅までの移動を公共交通を利用せず、隊長や保護者の車に載せて移動する。・ これまでの進級で積み重ねてきた成果を試すのに十分な課題設定を設け、また野営経験や活動で培ってきた知識・技能を活かし、安全（不測の事態への対処も含む）に行動して、課題を完遂できる内容の計画書であること。					

隼章	課目4	奉仕	細目 (1)			
----	-----	----	--------	--	--	--

他部門の活動へ6か月以上にわたり奉仕し、その実績を報告する。

【例示】活動自粛のため他の部門の活動が少ない場合は、他の部門の隊長と相談し、BS部門のみならず、CS部門、BVS部門への奉仕を合計して6か月以上にわたって行うことによって隊長の認定を得る。目安としては、他の部門への奉仕を月に1回～2回以上、合計して（継続しなくとも構わない）6ヶ月に達すること。

【配慮事項】この細目は、スカウト自身が「人の役に立ちたい」と思うようになることが奉仕の基本につながります。自己犠牲の精神のもとに積極的に他の部門のスカウトたちに奉仕をすること、そのために常に他の部門の隊指導者と連絡を保ち、自ら活動の機会を得ること。これらを隊長に任せることなく、自ら積極的に活動したか、即ちスカウト自身が「人の役に立ちたい」と積極的に行動することができたかがこの細目の最も重要な認定の基準である。

隼章	課目4	奉仕	細目 (2)			
----	-----	----	--------	--	--	--

社会的弱者(高齢者、障がい者等)への支援活動を積極的に行い、隊長に活動記録を提出する。

【例示】この細目は、隊長やコミッショナーの協力を得て、「社会的弱者とは？」を検討するところから始めると良い。一例であるが、留学生が日本でマスクを買えない状況があったため、マスクの買い方を教えたり、マスクを作って提供した支援事例などもある。Webを検索すると、たくさんの事例からヒントを得ることができる。例えば「未就学児から高校生までのITを利用した創造力を育む教室、農業（援農）ボランティア、保護犬のお散歩ボランティア、高齢者・障がい者向けのお買い物ボランティア、公園清掃・街角清掃（まちピカ）ボランティア、小学生の学習支援（現在web）、横浜市：災害時要支援者支援ガイド（参考）など、コロナ対策の現状下でも可能な支援活動は存在するし、工夫次第で企画し実行することは可能である。

【配慮事項】1級章では「班での奉仕」、菊章では「団や地域での奉仕活動」、隼章では「社会的弱者への支援」が「奉仕」項目で取り上げられており、段階的に内容が高度なものになっていることに配慮する。

この課題は、「社会的弱者」とはどのような人と捉えるかによって、その活動範囲が大きく異なる。「集合・対面にならない活動」を企画したり、社会で行われている活動に参加して隊長に活動記録を提出する。

社会的弱者とは、経済的・貧困弱者、性的(男女差別、LGBT差別など)、身体的弱者、交通弱者、災害弱者、低学歴者、文化的差別（国籍・人種・宗教差別）、情報弱者などが挙げられるが、藤木美奈子氏によれば、DVを受けている人や不登校の学童、患者、日本語の理解に苦しむ在日外国人、高齢者や障がい者、ホームレス、難民、インターネットへのアクセスが苦手な人なども社会的弱者だと言っている。

隼章	課目6	成長と貢献	細目 (1)			
<p>チームプロジェクトのチーフか主要な役割としてプロジェクトを計画、実施し、隊長に報告書を提出する。または3泊4日以上の子隊キャンプの実施計画書を作成し、実際に運営を行い、隊長に報告する。</p>						
<p>【例示】 隼スカウトとしての仕上げとなる項目である。懸命に努力を重ねてきたスカウトならば、迷わずプロジェクトを選択することを勧めていただきたい。特に自粛を求められている間のスカウト活動では、選択肢が多様で、現在の状況にマッチした取り組みが考えられる。しかし、後者の隊キャンプの実施計画についてもスカウトが身につけられるものは同じである。</p> <p>まず何に取り組むか、スカウトのニーズのほかに隊長が望むニーズや社会がスカウトに期待するニーズなどもある。スカウトとよく話し合っ、スカウトが夢中になって取り組めるテーマを決めることである。</p> <p>参考のためコロナ禍の中でも考えられるテーマの例を挙げる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Webを利用した海外スカウトとの交流 ・ 自作カヌーの作成と試乗 ・ 社会貢献活動 ・ BP文献の翻訳と一般訳との比較研究 ・ 自分の地域の文化的な歴史研究 ・ 株式投資のシミュレーションと社会的役割の研究 ・ 社会に役立つプログラミングアプリの開発 ・ 世界のスカウトと手を繋ぐ曲の作曲とCD化 ・ 好きな分野の小説の執筆と出版 ・ 日頃の生活に役立つ身近な発明 ・ 将来の自分作りに役立つ資格の取得 ・ 自分の好きな動植物の飼育と保護に関する研究 ・ 身の回りの自然観察と生態系のマッピング ・ 自作テントなど野営具の開発と作成 ・ 身の回りの気候変動の観測と温暖化問題への発展 ・ 小水力発電機や小風力発電機の開発とエネルギー問題の研究 ・ webを利用したスカウトフォーラムの実施 ・ おうちスカウティングの開発とYouTubeへの投稿 ・ 次世代モビリティ ・ システムである空飛ぶクルマの研究 ・ スカウト活動に対する広範囲な一般向けアンケート調査 ・ ソーラーカーの試作 ・ 地域への小さな放送局開局等々 <p>以上の通り、テーマは限りなくある。スカウトが夢中になって取り組めるテーマを一緒に探してあげていただきたい。</p>						
<p>【配慮事項】</p> <p>段階的にプロジェクトに挑戦することで、プロジェクト法をマスターする機会が得られることから、隼章プロジェクトとしてチームプロジェクトから着手することとなっているが、コロナウイルス対策として、先に個人プロジェクトに挑戦しても構わない。この場合、富士章課目としてチームプロジェクトを選択する。</p>						

「菊章」「隼章」の考査に関する日本連盟「指針」について

日本連盟では、「野営、ハイク等の野外での活動や複数人数が対面で実施しなければならない細目」については、以下の例を参考にして、「代替的な課題」によって特別な考査基準、考査方法とする指針を出していますので参考にしてください。

① 野営に関する細目

- ・ 自宅でできる形での実施
(例：自宅に於いて、保温調理法を用いて調理する)
- ・ 当該の技能・知識を応用し、細目の示す方法とは別の方法で実施する
(例：テントの立て方やキャンプ中の管理について、ハンドブックには書いていない経験に基づいた裏技のハンドブックを作成する)
- ・ 当該の技能・知識を応用し、家族や地域社会に貢献する内容によって実施する
(例：バーベキューやファミリーキャンプに役立つスキル、経験で得た野外料理やキャンプの裏技を班や隊の中で紹介する)
- ・ 当該の技能・知識を応用し、後輩やスカウト関係者に貢献する内容によって実施する(例：新入隊員のためのキャンプの心得についてレクチャーする)
- ・ 泊数、日数、期間などの実績を要するものは、当該細目の内容に準じた活動の数に含める
(例：野営泊数に炊事を伴う活動や夜間での活動を含める)

② 奉仕に関する活動

- ・ SDG の達成目標から一つ選び、目標達成のために自分でもできる社会奉仕に取り組む
(例：「目標 07：エネルギーをみんなに、そしてクリーンについて」日常生活でのエネルギー消費を抑える取り組みをする)
- ・ NPO 団体の活動について調べ、その趣旨を理解して、自分でもできる協力をする(例：難民救済の支援団体について調べたことを仲間に発表し、支援のための募金活動をする)
- ・ 地域の問題等について調べ、課題解決のために自分でもできる社会奉仕に取り組む(例：人込みでの買い物が難しい近所の高齢者のために、買い物手伝いをする)

項目 5. 技能章に関する「特別措置」について

技能章の考査内容において「実際に行う」ことが求められる細目について、コロナウイルス対策上どうしても「実際に行う」ことが不可能な場合は、「同等の努力と能力を必要とする課題に代替」することによって課題の認定を行うことができることとします。そのため、技能章考査員に対しても、この方針を十分に説明した上で考査をしていただく必要があります。

なお日本連盟より技能章考査について、「後日実施することを前提」に考査認定する、との特別措置が提示されていますが、神奈川連盟としては現状では、この特別措置は採用せず、「または同等の努力と能力を必要とする課題に代替する」方の特別措置を全面的に採用いたしますのでご注意ください。

以 上